

2009年1月22日

2:47

前回は以下のような話をした。10世紀頃、神聖ローマ帝国と呼ばれるドイツだが、そのドイツを治めるために時の皇帝がローマカトリック教会の組織・聖職者を利用した。そして、帝国という世俗国家の統治において、教会を利用するやり方を、帝国教会政策という。しかしこのやり方を続けると、全然宗教的な徳を積んでいない聖職者が単に行政能力があるだけで教会内で重んじられて出世していくという問題が生じ、教会全体のモラルが低下した。これを受けて改革の気運が高まった。そして教会内部から改革の機運を担う人物が登場した。それがグレゴリウス7世に他ならない。その際グレゴリウス7世はまず、他の高位聖職者達に対して、自分が担っている教皇という地位が圧倒的に高いということをアピールした。その際に用いた論理というのは、ローマ教皇というのはイエスの一番弟子ペトロの代理人だという主張を根拠とした。そしてこういう言い分を行い中でグレゴリウス7世は今回の教会改革を推進する権限を自分に自分に集中させたのである。よって教皇主導型の改革であった。その上でグレゴリウス7世は、教皇自ら民衆を煽って、墮落した聖職者、特に妻帯聖職者を教会から追放していった。次に、いよいよ俗人、世俗の為政者から聖職者の人事権を取り上げることに着手した。当時の教会の腐敗の大きな原因の一つは、世俗の為政者が、聖職者人事権、叙任権を握っていることだとグレゴリウス7世は考えていた。それ故にいよいよ世俗の権力者から人事権を取り上げる試みに着手した。これがなかなか大変だったことから、グレゴリウス改革は別名叙任権闘争といわれるのである。

I 叙任権闘争(教会の自由と教会の中央集権化をめぐる闘い)

- A グレゴリウス、皇帝ハインリヒ4世を破門→「カノッサの屈辱」事件
- B 闘争の諸相(三つ巴の闘い)：教皇 vs 皇帝/教皇 vs (帝国)司教/皇帝 vs 諸侯
- C 終結：ヴォルムス協約(1122)
 - 1 俗権は宗教的権利を喪失&被選出(聖職)者に俗権を授与
 - 2 仏シャルトル学派の貢献(高位聖職者が有する俗権と教権との区別)

まずこの叙任権闘争だが、教皇が世俗の為政者であったドイツ皇帝と闘争を行った。これは当時のヨーロッパ世界の宗教のリーダーが、政治のリーダーから教会のメンバーシップを取り上げることであり、これが大きな問題に発展するのである。つまり、この闘争の課程で、グレゴリウス7世がドイツ皇帝であるハインリヒ4世を破門することが大きな出来事となった。そして人事権の返還を拒む皇帝を教皇が破門した。そしてその破門を解いてほしいと皇帝が願い出る、これが有名なカノッサの屈辱事件である。

ただ、この闘争を面白くしているのは、対立ではなく並立だろう。三つのアクターからなるせめぎ合いである。それは教皇対皇帝、教皇対司教、皇帝対諸侯である。今回の教皇と皇帝の対立に大きな影響を与えていたのは、地方権力、つまり各地の地方権力者の動向である。地方権力者といっても、宗教的な地方権力者と俗的な地方権力者は分かれる。その際、宗教的な地方権力者を司教と表現し、俗的な地方権力者を諸侯と表現しておく。面白いのは、司教からすれば教皇とは自分のボスである。諸侯からすれば自分のボスは皇帝である。そして教皇と皇帝が争っている。この時にどういった関与の仕方を地方権力者はしたのか。予想に反して、司教は皇帝側を応援し、諸侯は教皇を応援した。こういうねじれた図式の構造が出来たのである。どうして宗教陣営に属する司教が教皇を応援しないのか。また諸侯が自分のボスである皇帝を応援しないのか。目の上のたんこぶという動機でもって、今回の闘争は司教は皇帝を応援し、諸侯は教皇を応援するという状況が生じたのである。ということで、単純な対立ではなく三つどもえの戦いであったということ。闘争ということなので最終的にはどうなったのか。

結論から言うと、どっちが勝ったのかよくわからない曖昧な決着となった。妥協案として1122年にヴォルムス協約が皇帝と教皇の間で結ばれることになった。特に問題になったのは高位聖職者の選出の仕方が協約において細かく述べられている。改めて教皇が高位聖職者の選挙を自由に行う。つまり世俗権力者は高位聖職者の人事権を失うということが確認された。けれども、一方で世俗権力者は、今問題になっている行為聖職者選挙の会場に臨席することが出来る。臨席した上で選挙によって選ばれた被選出者に皇帝は世俗的な権利を授与することが出来る。こういう取決めがなされた。俗権とは具体的にいうと、不動産に関する権利などをイメージすればいい。さっき臨席すると言った。聖職者を選ぶ選挙の場に皇帝がいてもいいと

いうことは何を意味するのか。目の前に恐い人がいるとついつい顔を伺ってしまうだろう。つまり、これから聖職者の人事に関しては自由な選挙を教皇が行うということを決めた。その意味では世俗の権力者は聖職者の選挙に関してはノータッチである。しかし、その議場に皇帝が居座っているとすると、やはり皇帝の顔色を伺いながら人事をしなければならぬ。皇帝の側も100%聖職者人事から手を引いたわけではないということである。こういう妥協案だった。

もう一点述べることがあるとすれば、こういう妥協論が組み立てられるに際しては、これから宗教の支配力がますます強くなっていくだろうヨーロッパ世界にあって、世俗の権能というものを曲がりなりにも宗教的権能から区別するところの、フランスのシャルトル学派の貢献があったからこそ今回の妥協論が成立したのだということである。このシャルトル学派は、世俗の権能を曲がりなりにも宗教的権能から区別するというアイデアを有していた学派である。ではシャルトル学派がどんなことを言ったのか。高位聖職者は二つの権利を有している。一つは宗教的な権利である。これは要は人々の魂を救うという霊的な権能のこと。この権能は神様から直接由來し、こういう権能を現世において付与することの出来るのはローマ教皇である。これがシャルトル学派の第一の主張である。で、もう一つ言った。高位聖職者にはもう一つの権利がある。それは世俗的な権利というものだ。これは、聖職者達が帆揚している土地や財産に関わる権利である。そして何よりこれらの権利は、世俗の政治権力者によって付与される。それ故に、一人の高位聖職者がこの世に生きるということは、宗教的な権利を教皇からもらい、また世俗的な権利を世俗権力者から認めてもらう、この二つが必要なのだ。こういう教会法解釈を提示していたシャルトル学派は今回の下敷きになった。

こういう形で聖職者の人事権という最大の問題が解決、妥協でまとまった。これが叙任権闘争であり、叙任権闘争を含むグレゴリウス改革である。

そこで、グレゴリウス改革の意義について、3点考える。

II 政治思想史的意義

A 教会と国家の区別

- 1 ローマ教皇主導による宗教的権威の制度化
- 2 世俗的事項に対する教会の介入、その糸口
 - ・ 「魂の救済」をめぐる
- 3 世俗的なものの相対的な自律化（非宗教的なものを浮かび上がらせる）
 - 封建制のネットワーク。その再構築による世俗国家の建て直し。

B 教皇 vs 皇帝の二元的関係 ⇒ 教皇 vs (アルプス以北の) 諸王権

- ・ ノルマン対策⇒フランス王権のプレゼンスの高まり

C 教皇権内部が抱え始める問題：「霊の自由」と「教会の自由」との相克

- ・ 「霊の自由」を用いた民衆レベルでの宗教的情熱の動員
 - ⇒ カトリック教会の体制側が用いる「教会の自由」

まず一番目。改めて宗教のシステムと政治のシステムの区別がヨーロッパの人々において意識されるようになった。特に、今回の改革によって宗教に関わる権威がローマ教皇を中心にして制度化されたのである。この制度を伴って今後ヨーロッパ世界では宗教的権威が世俗権力の組織と相対峙することになっていくのである。これが人々の間で決定的に意識されるきっかけとなったのである。

しかも単に区別しただけではない。グレゴリウス7世が抱いていた理念というものは、本来政治権力が扱うべき世俗的な事柄に対する教会の本格的な介入を正当化する論理的な起爆剤を秘めていた。そもそもグレゴリウス7世はそれまで世俗的だと思われていたことに対して口出しするようになったときの根拠は、教皇は人の魂が救われるか滅びるかに責任を持つ宗教のボスなのだ、そういうボスである自分が世俗的な権力者が間違った振る舞いをして地獄に墮ちるのを黙って見ているわけにはいけないということだった。つまりこの論理で行くならば、魂に関わることや救いに関わるものの意味内容が拡大すれば、その分教皇の行動範囲が無制限に広がるということである。

ただし、グレゴリウス改革の結果に関わらず、やはり宗教が世俗的なものを全て取り込むことは出来なかった。このことは強調しなければならない。あのヴォルムス協約においても、聖職者の存在に世俗の権力に関わる事が承認されていた。つまり、グレゴリウス改革によって示された中世キリスト教のあり方をグレゴリウス主義というならば、グレゴリウス主義が世俗的なものの存在を相対的に正当化した。このこともまた事実である。間違った振る舞いをして地獄に墮ちるのを黙って見ているわけにはいけないというのがグレゴリウスの言い分だった。この時世俗権力者という言葉が、曲がりなりにも世俗権力者として理解されていなければ、グレゴリウスの主張のインパクトは弱まる。つまり、グレゴリウス改革を通して理念的にリセットされたキリスト教会のあり方は、改めてキリスト教会固有の性格を主張するに至る。しかしそれは言い換えると、キ

リスト教会に含まれない部分も明らかになってくる。それが世俗権力の世界だということになるのだ。つまり、ヨーロッパ世界においては、このグレゴリウス改革まで、世俗の権力は放っておいても宗教的な理念を身にまとうていた。それが当たり前と思われていた。しかしこのグレゴリウス改革の結果、ヨーロッパ人は改めて確固たる輪郭線を持った宗教のあり方を目の当たりにした。そしてそこから引き算して、そういう確固たる輪郭線のはっきりした宗教のあり方と外れるものがあるということを自覚できるようになったのである。実際この改革以後、世俗権力の側は自分の宗教性を以前の様に人々にアピールしにくくなった。結果、このグレゴリウス改革以後、世俗権力は必ずしも宗教の論理に拠らない自己の正当化を考えて行かざるを得なくなった。実際ドイツではグレゴリウス改革以後、聖職者を国家官僚として利用することが難しくなった。つまり、帝国教会政策の破綻がグレゴリウス改革によってなされたのである。そのためドイツ皇帝は新たな国家運営の方策を考えて行くことになった。どういったアイデアだったか。皇帝は改めてパーソナルな保護服従関係のネットワークを再構築することでドイツ全体に自分の威信が及ぶようにした。一言で言うと封建制度を再整理することによって国家運営を行って行くことになった。つまり地方にいる世俗権力者達を保護服従の関係を結び直すことによって中央と地方の連携を密にして皇帝の威信が全国に及ぶようにする、こういう手段に訴えるしかなかったのである。

今回の対立は突き詰めれば教皇対皇帝であった。教皇は皇帝を相手にしていれば良かった。そして皇帝との争いに関してはひとまず決着することが出来た。ところが、11世紀から12世紀にかけてヨーロッパは混乱している時期で、バイキングの連中が北側から進出を図っていた。この時期と重なっていて、教皇もずいぶんひどい目に遭い、教皇はやはり世俗的な力、軍事力で自分をガードしてくれる人を求めたいのだが、皇帝と教皇は喧嘩しているので、教皇は助けてほしいといえないのである。よって教皇は、この時期フランス王家に自分のガード役を担ってもらった。フランス王家の持っている軍事力でノルマンの進出に対抗しようとした。こうして教皇はフランス王権に借りを作ることになった。遅かれ早かれフランス王権は取り立てを行った。一言で言うと、今後フランスという国家のプレゼンスが全ヨーロッパにおいて高まった。その期脚気になったのがグレゴリウス改革で、叙任権闘争においてドイツ皇帝の権威は衰えた。しかもドイツ皇帝は一人だが、王様はヨーロッパに何人かいる。それまでは教皇対皇帝の二元的な関係で処理すれば良かったのだが、今後はフランス王権を中心として他の諸王も相手にしなくてはならなくなった。なので今後ローマ教皇は困難な舵取りを余儀なくされる。

グレゴリウス改革は一言で言うと、教会を世俗権力のくびきから解放しようとする。そういう改革運動であった。その際、色んなスローガンが飛び交ったが、有名だったのは、「霊の自由」という理念であった。今回の改革においてこれがどうしてスローガンになるのか。宗教というのは人々の魂に関心を向ける。その時に、魂は世俗的な秩序からは解放されているはずである。しかるに、今回ドイツ皇帝は世俗の権力者に過ぎないにもかかわらず、魂の問題に口出ししようとしている。けしからん。それ故に今回の改革運動は、霊の自由を政治権力者に知らしめるという運動だった。こういうアピールを当局者達は行ったのである。ところが、この改革はそれなりの効果を上げ、結果キリスト教会は世俗権力からの自律を見た。教皇の指導の下に新しい教会秩序が確立された。けれどもそうすると、この「霊の自由」というスローガンは一気に後退していく。その代わりに、ローマ教会側は「教会の自由」というスローガンを出した。つまり昨日までは霊の自由という言葉で人々を煽って、動員して世俗権力を教会から追放していった。しかしそれが成功すると、自由であるべきなのは霊魂というよりも、その霊魂に責任を持っている教会の自由を言ったほうが大事であると方向性を変えるのだった。こうしてローマカトリック教会が支配的な世界において今後霊の自由という理念は後退した。しかし、かえって今後霊の自由という理念は当局者の手の及ばないところで活性化していくことになった。つまり、教会というルートを経ない神との直接的なチャネリングが今後霊の自由と人々に主張されるようになった。そのことが改革以後、カトリック教会の当局者にとって障害となって立ち上ることになった。カトリック教会は改革運動の際に、妻帯聖職者の追放の際にこの論理に関わることを人々に訴えて利用した。つまり民主レベルでの霊の自由ということを人々にアピールして改革運動を推進したという経緯がある。

このグレゴリウス改革の成果を受けていよいよヨーロッパ中世は中世盛期といわれる12世紀13世紀に入っていく。12世紀ルネサンスといわれる中世の文化運動の概要を話す。

Ⅲ 12世紀ルネサンス、その様相

A 革新の12世紀、その外的要因＝西欧社会の安定化

- ・ 中世都市の成立・発展：遍歴商人の定住／都市経済圏の成立／国王(皇帝)による保護（都市からは経済的支援が期待できる）

B この時代の国家運営：封建制の再整備・再強化

- 1 グレゴリウス改革後を受けて；保護服従関係の再整備による国家運営
→ デ＝ファクトな忠誠心と正当化は期待できる

Ⅲ 12世紀ルネサンス、その様相

A 革新の12世紀、その外的要因＝西欧社会の安定化

- ・ 中世都市の成立・発展：遍歴商人の定住／都市経済圏の成立／国王(皇帝)による保護（都市からは経済的支援が期待できる）

B この時代の国家運営：封建制の再整備・再強化

- 1 グレゴリウス改革後を受けて；保護服従関係の再整備による国家運営
→ デ・ファクトな忠誠心と正当化は期待できる
- 2 世俗国家の（教会の存在意義を意識した）理論的正当化への待望
→ 修道院を越え出した知識人が担当（活躍の場としての宮廷/大学）

12世紀を迎えると、都市の復興、学問の復興、というように、復興という言葉で特徴付けられるルネッサンスの状況をヨーロッパ中世世界は帯びるようになった。12世紀に特に学問の復興が起こったのはなぜか。その外的な要因は一言で言うと、この頃西ヨーロッパ世界が安定化したということである。ヨーロッパ社会の安定に貢献したのは、10世紀頃から始まる商業の復活といわれる出来事である。どうして10世紀以降ヨーロッパ世界で商業が復活したと言われるのか。それまで商人は各地を転々としていた。とことが10世紀頃から通交の便の良いところに商人が定住し始めた。そしてその場所において徐々に共同体ギルドを確立し始めた。こうして持続可能な商工業活動がなされるようになった。また同時に交通網も整備されて行き、こうして近隣の農村から余剰生産物を携えて定期市にやってくるということが見られるようになった。そしてこのようにして都市が発達してきて都市経済圏が成立していく。こうして大きくなる都市の経済力に目を付けたのが国王・皇帝であった。彼らは諸都市の保護を行うようになった。こうして皇帝権力と都市が結びつく傾向が強まった。こうして都市は自分の傍で目を光らせる地方権力者のくびきを脱しようとしたのである。もちろん国王や皇帝は見返りとして自治権を都市に認めた。こうして中央権力者と都市の相互依存関係においては、典型的な保護服従のネットワークが徐々に整備されていった。それが国家の安定化に繋がって行く。封建制度を再整備化することによって国家運営の安定化を図るという話にも繋がる。ただ、人々の思想レベルではどういう風に今回の国家の再整備を説明できるのか。これは次回。